明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
一
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委四三）
○消防表彰規程の一部を改正する件（消防庁一五）
○除籍の一部が滅失した件（法務四二三）
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（同四二四）
○日本国に帰化を許可する件（同四二五）
○電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する規則（文部科学・経済産業三）
○労働安全衛生法第五十三条の三において準用する同法第五十三条第二号の規定により登録性能検査機関に業務の一部の停止を命じた件（厚生労働四一七）
○保安林の指定をする件（農林水産一三〇八～一三一二）
○原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則の一部を改正する規則（経済産業二八六）
二
○中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件（同二八七）
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通九九七～一〇〇四）
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同一〇〇五）
○都市計画に関する件（同一〇〇六）
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第九条第六項の規定に基づく平成二十年度以降の五年間についての各年度の特定分別基準適合物ごとの総量の一部を改正する件（環境三四）
○海上における投下訓練を実施する件（防衛一六四）
○海上における射撃訓練を実施する件（同一六五、一六六）
○海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件（同一六七）
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関を登録した件（東北地方整備局一〇四）
○道路に関する件（北海道開発局一〇五）
〔人事異動〕
内閣府
三
〔官庁報告〕
官庁事項
紛失された外交官等身分証明書の無効について（外務省）
四
法　務
司法修習生の修習を終えた者（最高裁判所）
四
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（宮崎労働局最低賃金公示一、鹿児島同一）
四
〔公　告〕
諸事項
六
官庁
農地の買収前の所有者等への売払通知に代える公告、建設業の許可の取消処分関係
七
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係
八
会社その他
九

告示

○政治資金適正化委員会告示第四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十一年九月十四日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏名
二九六一	二一、八	浅野　哲司
二九六二	二一、八	萩原　春男
二九六三	二一、八	渡辺　忠
二九六四	二一、八	伊藤　孝夫
二九六五	二一、八	石川　金吾
二九六六	二一、八	小林　靖
二九六七	二一、八	石田　通野
二九六八	二一、八	髙瀬　麗子
二九六九	二一、八	川野　聡
二九七〇	二一、八	池田　崇
二九七一	二一、八	鈴木　義文
二九七二	二一、八	内田　英一
二九七三	二一、八	大野　富久
二九七四	二一、八	吉田　和美
二九七五	二一、八	迫　貞義
二九七六	二一、八	伊藤　貴徳
二九七七	二一、八	安田　正彦

○消防庁告示第十五号

消防表彰規程（昭和三十七年消防庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月十四日

消防庁長官　河野　栄

第二条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　災害において消防作業に従事し、功労があつたもの

第四条第十二項中「第一号」を「第一号の二」に、「隊」を「消防職員、消防団員、都道府県航空消防隊職員、消防庁職員若しくは消防機関、隊又は第三条各号のいずれかに該当する部外の個人若しくは団体」に改める。

附　則

この規程は、告示の日から施行する。